

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

補助金等取扱基準

補助金等の名称	商工業振興対策補助金（企業個別診断）
補助事業等の目標	市内企業の商工業振興
補助事業等の対象者	市長の指定する中小企業診断士により概ね 3 日以内の期間で行う企業診断を受けた市内に所在する企業者。
補助対象経費	企業個別診断に係る診断料に要した経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	個別診断に要した診断料の 3 分 2 以内。ただし、工業関係は 1 5 万円、商業関係は 1 0 万円を限度とする。
	【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1 / 2 を超える場合の理由】 経営に課題のあり、経営指導を要する企業者の経費負担軽減のため、1 / 2 を超えて補助することが必要
補助事業の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 9 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	平成 年 月 日
	【終期が 3 年を超える場合の理由】 商工業振興対策として、3 年を超え継続することが必要である。
情報の公表の方法等	補助事業者（件数）、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する
その他	補助を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。 (1) 諏訪市企業個別診断補助金申請書(様式第 2 号— 1) (2) 諏訪市企業個別診断実施報告書(様式第 5 号— 1)
提出書類	(1) 諏訪市企業個別診断補助金申請書(様式第 2 号— 1) (2) 諏訪市企業個別診断実施報告書(様式第 5 号— 1)
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。(附属して提出を要する書類等を添付)
担当部署	諏訪市 経済部 商工課 商業振興係

平成 29 年 3 月 29 日 一部改正（平成 29 年 4 月 1 日 施行）